

関東地方整備局における防災の取組 (災害対応)



国土交通省 関東地方整備局

統括防災グループ

■関東地方整備局における防災体制(災害対応)



関東地方整備局

【 目 次 】

1. 近年の大規模な自然災害
2. 関東地方整備局の取り組み
3. 大規模地震災害への備え
4. 近年の対応事例
5. 災害対応にかかる最近の話題
6. 関係機関・団体との連携

1. 近年の大規模な自然災害

2

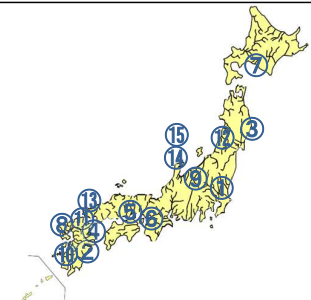
1. 近年の大規模な自然災害



関東地方整備局

1. 頻発・激甚化する自然災害(全国)

➤ 全国各地で毎年のように自然災害が頻発し、甚大な被害が発生。



2015 (平成27年)		2016 (平成28年)		2017 (平成29年)	
①平成27年9月関東・東北豪雨		②平成28年熊本地震		③平成28年8月台風10号	
鬼怒川の堤防決壊による浸水被害 (茨城県常総市)		土砂災害の状況 (熊本県南阿蘇村)		小本川の氾濫による浸水被害 (岩手県岩泉町)	
				④平成29年7月九州北部豪雨	
				桂川における浸水被害 (福岡県朝倉市)	
2018 (平成30年)		2019 (令和元年)		2020 (令和2年)	
⑤7月豪雨		⑥台風第21号		⑦北海道胆振東部地震	
小田川における浸水被害 (岡山県倉敷市)		神戸港六甲アイランドにおける浸水被害 (兵庫県神戸市)		土砂災害の状況 (北海道厚真町)	
				⑧8月前線に伴う大雨	
				六角川周辺における浸水被害 (佐賀県大町町)	
				⑨東日本台風	
				千曲川における浸水被害 (長野県長野市)	
				⑩7月豪雨	
				球磨川における浸水被害 (熊本県人吉市)	
2021 (令和3年)		2022 (令和4年)		2023 (令和5年)	
⑪8月豪雨		⑫8月の大雨		⑬6月の大雨	
池町川における浸水被害 (福岡県久留米市)		最上川における浸水被害 (山形県大江町)		巨瀬川における浸水被害 (福岡県久留米市)	
				⑭能登半島地震	
				河原田川の河道閉塞 (石川県輪島市)	
				⑮令和6年9月の大雨	
				塚田川における人家流失・ 流木阻害(石川県輪島市)	

3

2. 自然災害による被害(全国)

- 激甚災害の指定を受ける災害が多く発生しており、年間の死亡者・行方不明者数(※災害関連死を含む)では、300名近い犠牲者が発生する年が頻発。
- 土砂災害の発生件数は、昭和57年以降の全体平均(1,108件)に比べ、直近10年(1,499件)は、約1.35倍に増加

平成26年以降に発生した主な災害

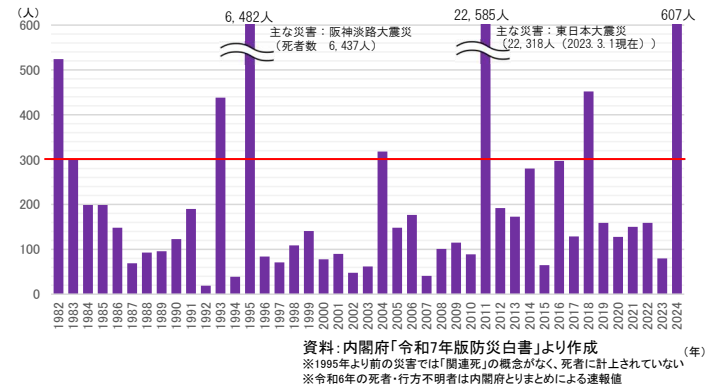
※国土強靱化推進室調べ(R3.3)



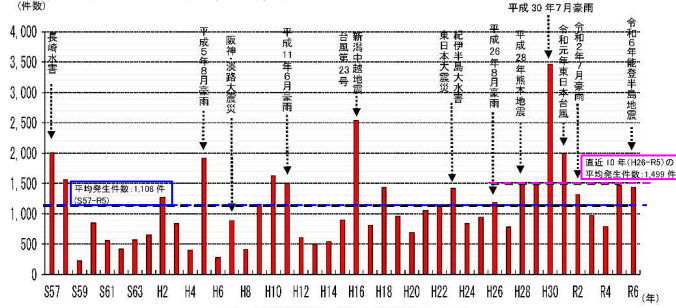
出典:「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策による取組事例集」(内閣官房)に追記

※国土強靱化推進室調べ(R3.3)

■自然災害による死亡者数・行方不明者数の推移



■土砂災害の発生件数の推移(S57~R6)



出典:国土交通省記者発表資料(R7.1)

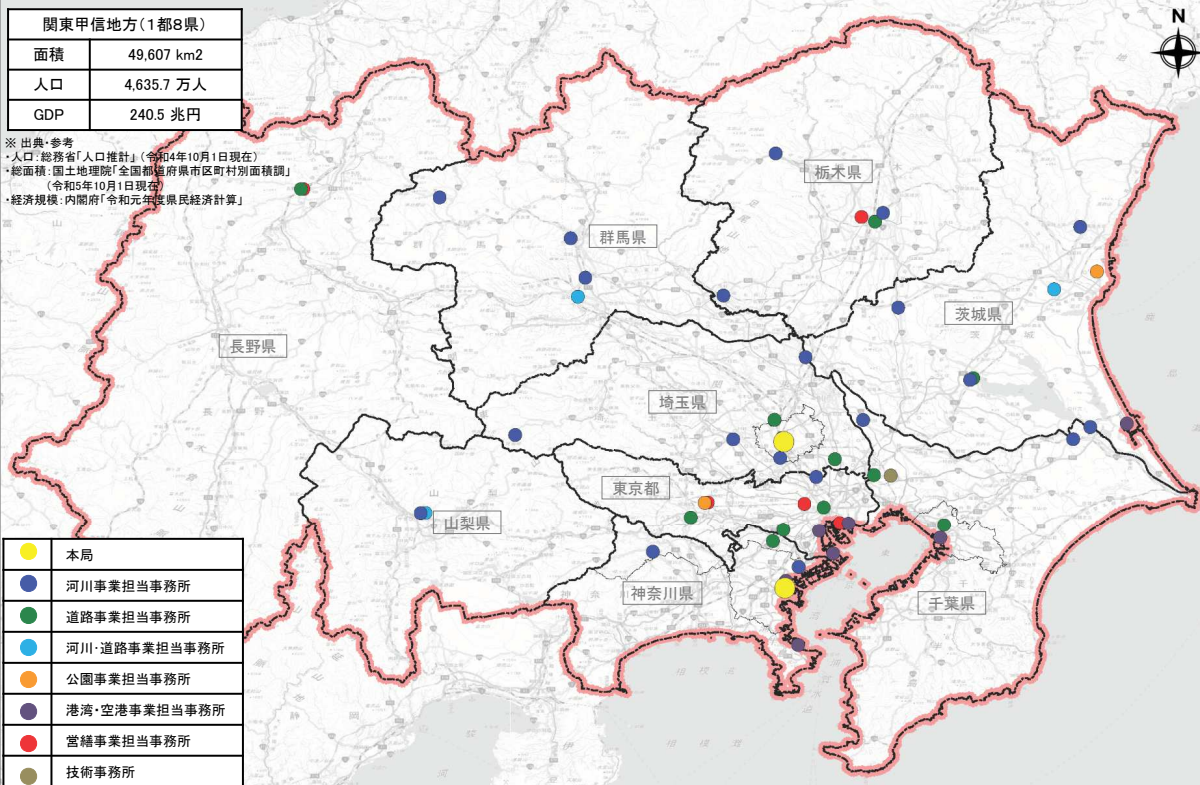
図.土砂災害発生件数の推移(S57~R6)

4

2. 関東地方整備局の取り組み

1. 関東地方整備局管内について

- 関東甲信地方は、全国の約1割の面積に約4割近い人口と経済が集積し、首都中枢機能を有する圏域
- 国土交通大臣の直轄管理を担う地方支分部局として、1都8県に53事務所、126出張所を配置し、河川・道路・公園・港湾等のインフラ施設の整備・管理等を実施。



6

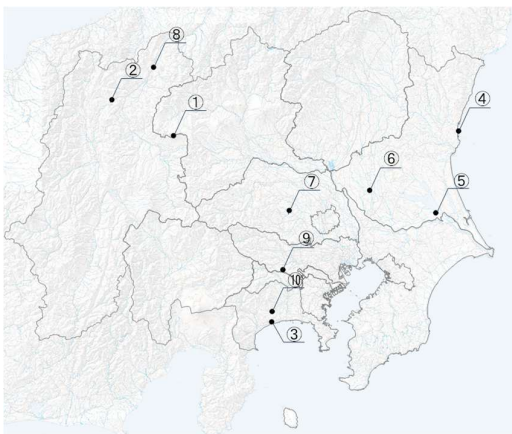
2. 関東地方整備局の取り組み

2. 関東地方整備局管内の被災状況

- 関東地方整備局管内においても、各地で大規模な自然災害により、直轄で管理する施設が被災するケースも多く発生している。

■ 関東地方整備局管内における主な災害

【位置図】



①浅間山噴火



②台風22号(国道19号安庭災害)



③台風9号(国道1号西湘バイパス)



④東日本大震災(液状化被害)



⑤東日本大震災(液状化被害)



⑥関東・東北豪雨(鬼怒川)



⑦東日本台風(越辺川)



⑧東日本台風(千曲川)



⑨台風2号(国道16号)



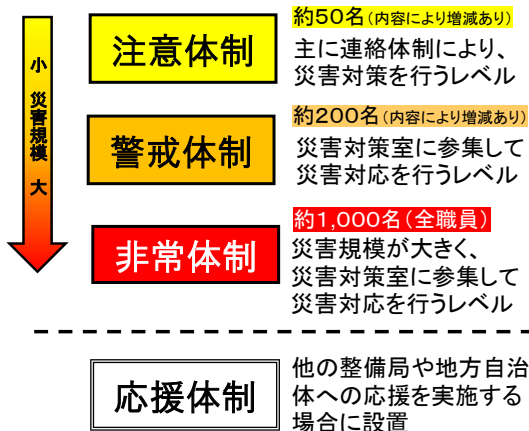
⑩台風10号(国道246号)



3. 災害発生時の対応

- 災害が発生又は発生のおそれがある場合、災害の規模・対応内容により、3段階+1（応援）の体制にて対応。
- 本局（さいたま・横浜）に災害対策本部を設置し、各事務所は支部（出張所は支所）を設置。

■災害対策本部の体制



■災害発生時の対応（フロー）

【地震災害発生時の対応の例】



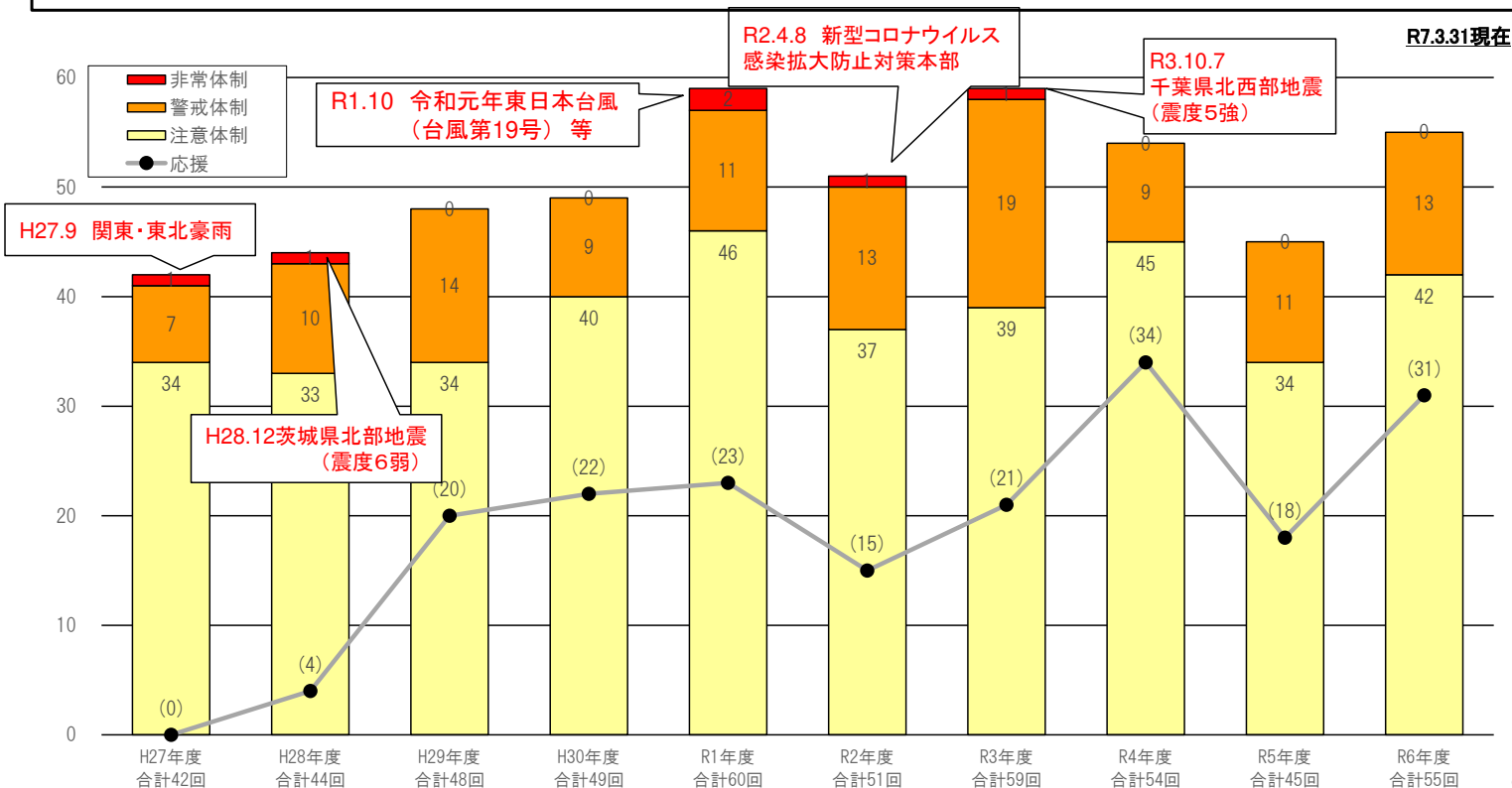
■災害対応を行う災害の種類 【全10災害】

- ①地震、②津波、③風水害、④火山災害、⑤雪害、⑥海上災害、⑦道路災害、⑧原子力災害、⑨河川水質事故災害、⑩大規模火事等災害

4. 関東地方整備局の災害対応

3. 災害対策本部の設置状況

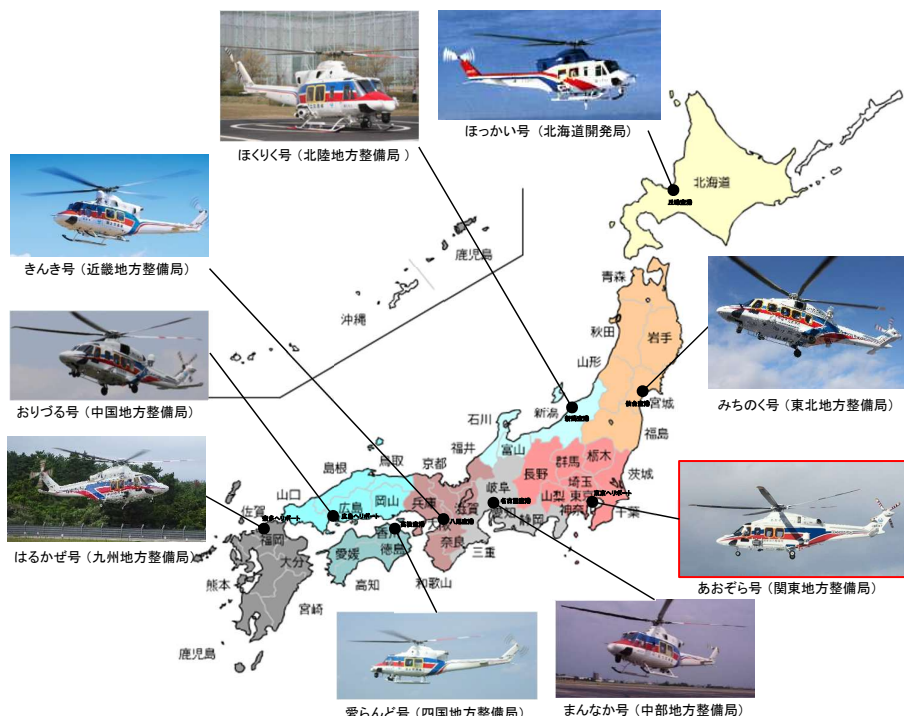
- 近年の災害が激甚化・多様化する中、令和6年度の災害対策本部設置回数は増加。
- 南海トラフ地震臨時情報（8月）や八潮道路陥没（2月）に伴う体制など今までにない災害にも対応。



5. 初動時の情報収集 ①災害対策用ヘリコプター(防災ヘリ)

- 災害時には、現地からの画像情報収集・処理・伝達をリアルタイム行い、被災状況の調査・把握を目的に、災害対策用ヘリコプターを全国に9機配備（全機に衛星通信設備“ヘリサット”を搭載。）
- 調査時には、職員が搭乗し、現地の実況を解説しながら、本部へ情報を伝達。

■災害対策用ヘリコプターの配備【全国】



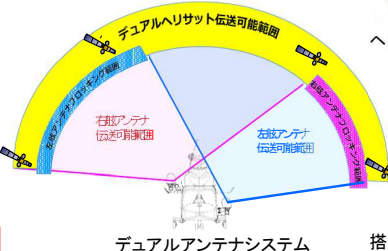
【ヘリサット】



ヘリサットの通信設備(屋外)



ヘリサットの通信設備(機上局)



デュアルアンテナシステム



搭乗者から現地状況を実況配信

あおぞら号(レオナルド社製 AW139)

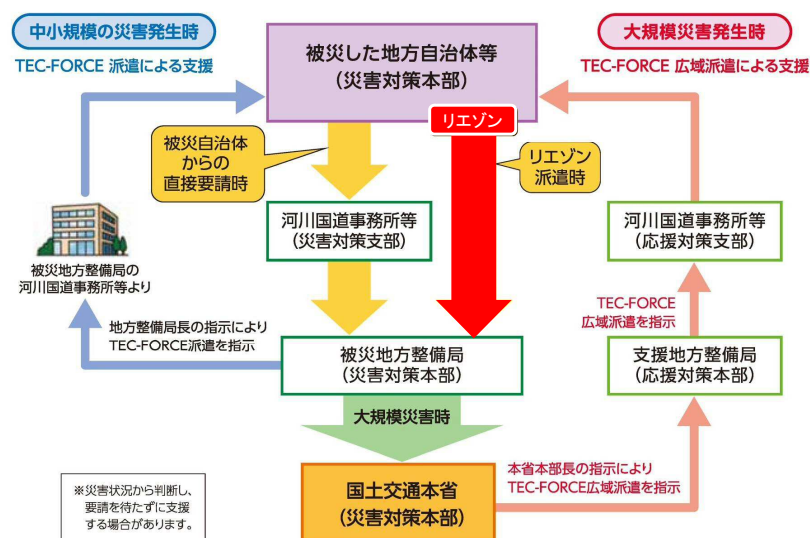
- 購入年：2018年(平成30年)
- 大きさ：全長16.66m、全幅3.5m、全高4.98m、ローター直径13.8m
- 最大搭乗者数：13人(運航要員3名含む)
- 最大航続時間：2時間05分
- 最大航続距離：約750km
- 飛行速度：最大130kt(約240km/h)
- 駐機場所：東京ヘリポート(新木場)

2. 関東地方整備局の災害対応

6. 初動時の情報収集 ②災害対策現地情報連絡員「リエゾン」(Liaison)

- 被災地方公共団体の被害状況や支援ニーズを把握し、被災地等災害対策本部に情報伝達を行うほか、被災地等からの情報や TEC-FORCE 等の支援メニュー等に関する情報提供を行う。
- 警察・消防・自衛隊等の人命救助にあたる各機関との情報共有、政府への対応、被災地方公共団体への高度な技術的助言等を行う。
- 被災地で活動する様々な災害対応機関と連絡調整を行うとともに、必要に応じた臨機の対応を行う。

災害規模に応じた支援の仕組み



「災害時相互協力に関する申合せ」【1都8県5政令市】

■協力内容

- ・災害に関する情報の提供
- ・災害対策車両、通信機器等の貸付
- ・被災地調査職員、機器操作要員等の人員派遣
- ・応急復旧資機材の貸与

「災害時の情報交換に関する協定(情報連絡員(リエゾン)協定)」
【管内387市区町村】

- 大規模災害発生時の初動時、あるいは発生前に「関東地方整備局の判断」もしくは「市区町村の要請」により、市区町村の災害対策本部等へリエゾンを派遣



令和5年台風13号:千葉県庁

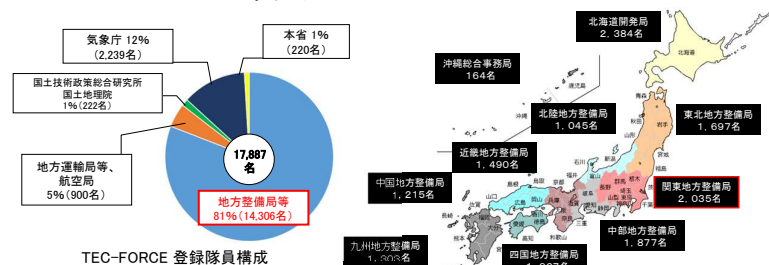


令和元年東日本台風(台風第19号):千葉県庁

7. TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)

- TEC-FORCEは、大規模な自然災害等に際し、迅速に地方公共団体等への支援が行えるよう、①被災自治体が行う被災状況の把握、②被害の拡大の防止、③被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、平成20年4月に創設。
- 隊員は地方整備局等の職員を中心に**17,887名※**が指名。災害の規模に応じて全国から被災地に出動。
- ドローン等のICT 技術の活用や、排水ポンプ車等の資機材の増強など、体制・機能を拡充・強化。(※令和7年4月時点)

■TEC-FORCEの任命状況 (※令和7年4月時点)



■被災状況調査班(現地調査グループ)

- ・現地踏査等により、被災状況の調査を実施。
- ・応急措置(通行止め、土のう積み)や専門家による調査・指導が必要と判断される場合には、速やかに報告。



ドローンによる被災状況調査(河川)



被災状況(道路)の調査



被災状況(斜面崩落)の調査



被災状況(港湾)の調査

被災状況調査
(被災建築物応急危険度判定)調査結果の手交
(R6能登半島地震: 志賀町)

■TEC-FORCEの派遣実績(関東地整)

関東地整では、81の災害に、のべ約2万2千人の隊員を派遣 ※令和7年4月1日現在



2. 関東地方整備局の災害対応

8. 応急復旧に使用する災害対策用機械の派遣等

- 被災した自治体の早期復旧に向け、応急対策に使用する災害対策用機械の派遣や、河川防災ステーション等の防災拠点に備蓄している根固めブロックや応急組み立て橋など、資材の貸与にも対応。

応急復旧作業の現場(イメージ)



災害対策本部車



災害発生時に出勤し、現地対策本部として、応急対策の指揮、連絡、広報活動等を円滑に実施。

待機支援車



災害時、災害復旧に携わる人々の休憩場所や長期の救助活動の簡易宿泊施設としての役割を果たす。

排水ポンプ車



台風などの大雨にともなう洪水対策として、排水作業を迅速かつ効率的に実施。

照明車



災害現場、作業現場内の照明作業、排水ポンプ等の電源供給および非常用電源として使用。

3. 大規模地震災害への備え

14

3. 大規模地震災害への備え



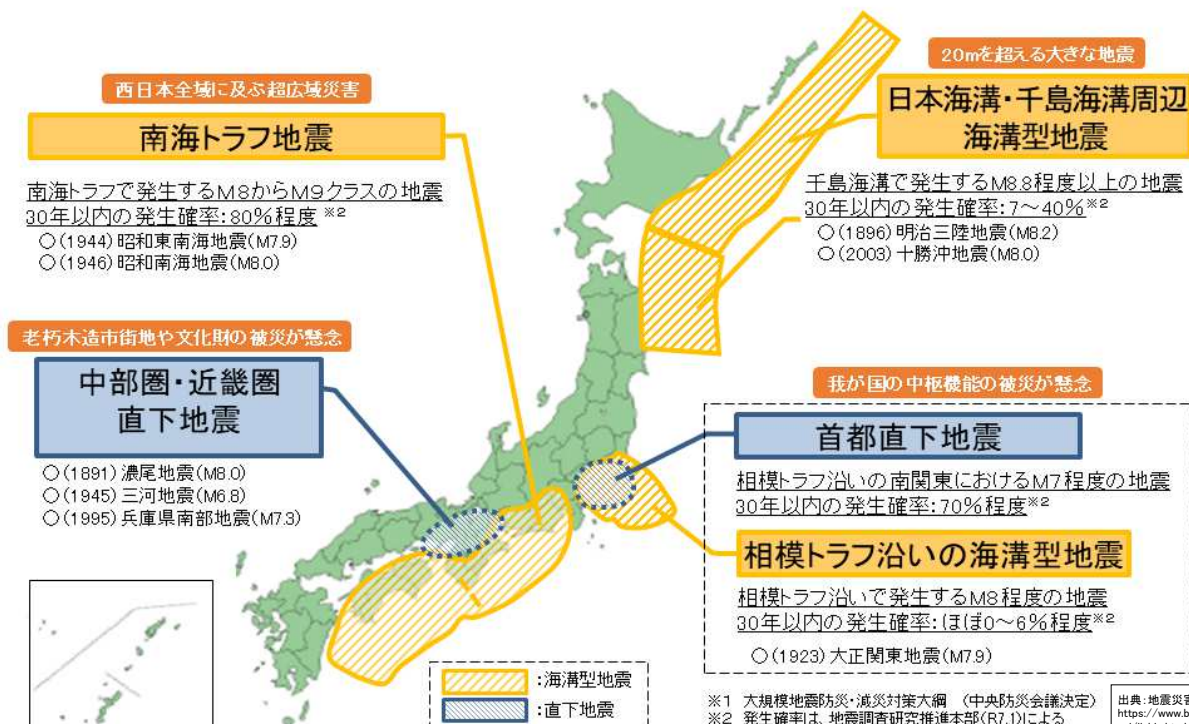
関東地方整備局

1. 中央防災会議が対象としている大規模地震

➤ 今後発生するおそれのある大規模地震として、首都直下地震の切迫性などが課題

中央防災会議が対象としている大規模地震

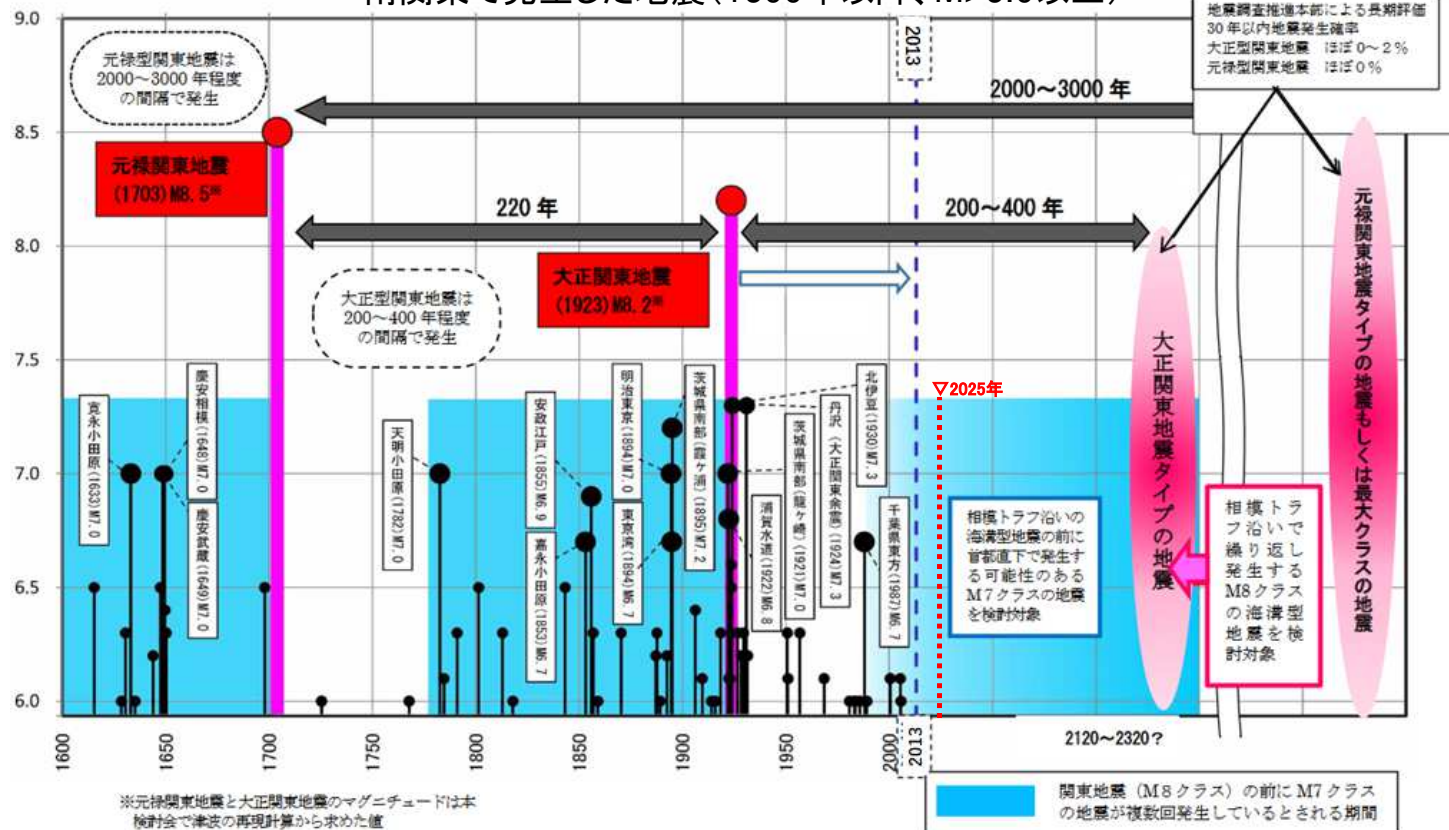
発生確率・切迫性が高い、経済・社会への影響が大きいなどの観点から対象とする地震を選定※1



15

2. 相模トラフ沿いのM8クラスの地震

南関東で発生した地震(1600年以降、M>6.0以上)



出典:気象庁「関東大震災から100年」特設サイト

※内閣府、首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等に関する図表集(内閣府防災情報のページへのリンク)を編集

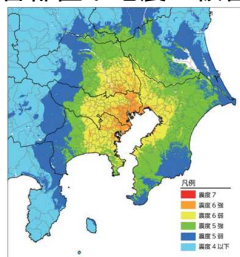
16

3. 大規模地震災害への備え

3. 道路啓開計画(八方向作戦)

- 被災者の救命・救助を行う機関の被災地への進出・展開を支援するため、道路啓開計画(八方向作戦)を策定。
- 発災時の実効性を高めるため、関係機関と連携した道路啓開作業の実動訓練を毎年実施。

■首都直下地震の被害想定(都心南部直下地震のケース)

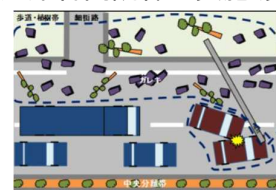


■被害想定(人的・物的被害)の概要

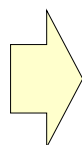
全壊・焼失家屋	最大 約61万棟
死者	最大 約2.3万人
要救助者	最大 約7.2万人
被害額	約95兆円

出典:首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)
平成25年12月 中央防災会議 首都直下地震対策検討ワーキンググループ

■道路啓開訓練の実施(実動訓練)



発災直後の道路状況イメージ



啓開実施後の道路状況イメージ

【H26首都直下地震防災訓練(実動訓練)】



鍵のない施錠された放置車両を、レッカー車により移動

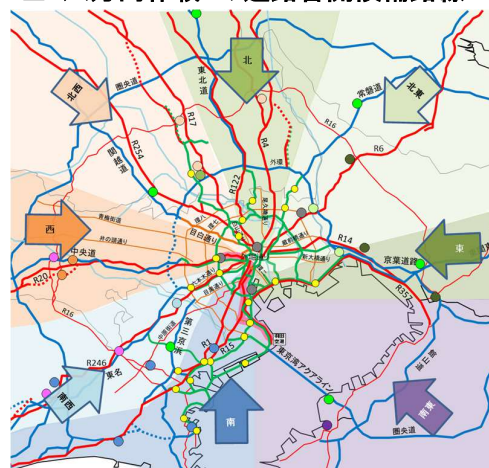


土のうを積み上げるなどにより道路段差を解消



道路啓開後の道路の状況等を職員が確認

■“八方向作戦”の道路啓開候補路線



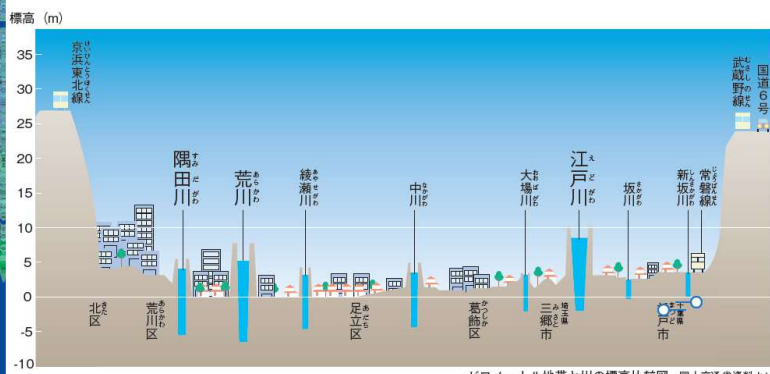
方向	道路啓開候補路線
南	首都高湾岸線 首都高横羽線 国道15号、国道1号
南西	東名高速、第三京浜 首都高3号線 国道246号
西	中央道 首都高4号線 国道20号
北西	関越道、首都高5号線 国道17号、国道254号 目白通り、新目白通り、白山通り
北	東北道 首都高川口線 国道4号、国道122号
北東	常磐道、首都高6号線 国道6号 京葉道路、首都高7号線 国道14号
東	首都高湾岸線 東関東道 国道357号
南東	東京湾アクアライン

道路啓開の“八方向作戦”

- 都心に向けた**八方向(8方位)**毎に優先啓開ルートを設定。道路啓開を一斉に進行。
- 高速道路、国道、都道の被災規模等が小さい箇所を相互に組み合わせ、優先啓開ルートを設定。原則上下線各1車線の道路啓開を実施。
- 人命救助の72時間の壁を意識し、**発災後48時間以内に各方向最低1ルートは道路啓開を完了**する目標。

17

- 荒川や隅田川が流れる東京都の東部に広がる江東デルタ等の海拔ゼロメートル地帯は、その地形・地質上の特性から水災害及び地震災害に対して極めて脆弱。
- 洪水等によりひとたび堤防等の施設が被災すると、広範囲に長時間の浸水被害が発生し、社会経済活動の停止など甚大な被害が及ぶおそれがある。



ゼロメートル地帯と川の標高比較図 国土交通省資料より

関東地方整備局

➤ 大規模な災害発生時には、発災直後から、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、TEC-FORCE 等の動員計画や広域派遣のタイムライン等をあらかじめ規定。

■南海トラフ地震におけるTEC-FORCEの動員計画【令和2年12月】

①日本海溝地震のケース

②千島海溝地震のケース

北海道 東北 北陸 中部 近畿 四国 九州

5割 5割 7割 3割

TEO-FORCE 最大 約2,200人/日

- 災害対策用ヘリコプター 9機
- 災害対策用機銃 約510台
- 災害対策用船舶 20隻

4. 近年の対応事例

4. 近年の対応事例



関東地方整備局

1. 「令和6年能登半島地震」の概要（令和6年1月1日16時10分の地震）

- 令和6年（2024年）1月1日16時10分にマグニチュード7.6、深さ16kmの地震が発生し、石川県輪島市、志賀町で震度7を観測。
- 能登地域を中心に地震により多数の家屋が倒壊したほか、津波による浸水、海岸の隆起、土砂崩壊等に伴う交通網の寸断、停電や断水など甚大な被害が発生。



2. 「令和6年能登半島地震」における関東地方整備局の対応

○関東地方整備局では、令和6年1月2日～3月29日にかけて、TEC-FORCEの派遣を **のべ2,760人・日**（1日あたり最大81名）及び、災害対策用車両の派遣を **のべ 904台・日**（1日あたり最大35台）実施。
○今回の対応では、従来実施している被害状況調査（道路、砂防、河川、港湾等）に加え、「**給水支援**」「**電源供給**」などの被災者支援の取り組みを初めて本格的に実施。

TEC-FORCE派遣	1/2～3/29 延べ人数
総合司令班	193
総合指令班【道路】	35
被害状況調査班【道路】	1,293
被害状況調査班【砂防】	461
被害状況調査班【応急危険度判定】	114
被害状況調査班【Car-SAT】	42
被害状況調査班【港湾】	16
被害状況調査班【河川】	36
高度技術指導班【水道】	140
高度技術指導班【道路】	2
高度技術指導班【港湾】	41
応急対策班【照明】	38
応急対策班【機械】	124
現地支援班【応急給水】	46
現地支援班【電源確保】	80
現地支援記録班	99
合計	2,760

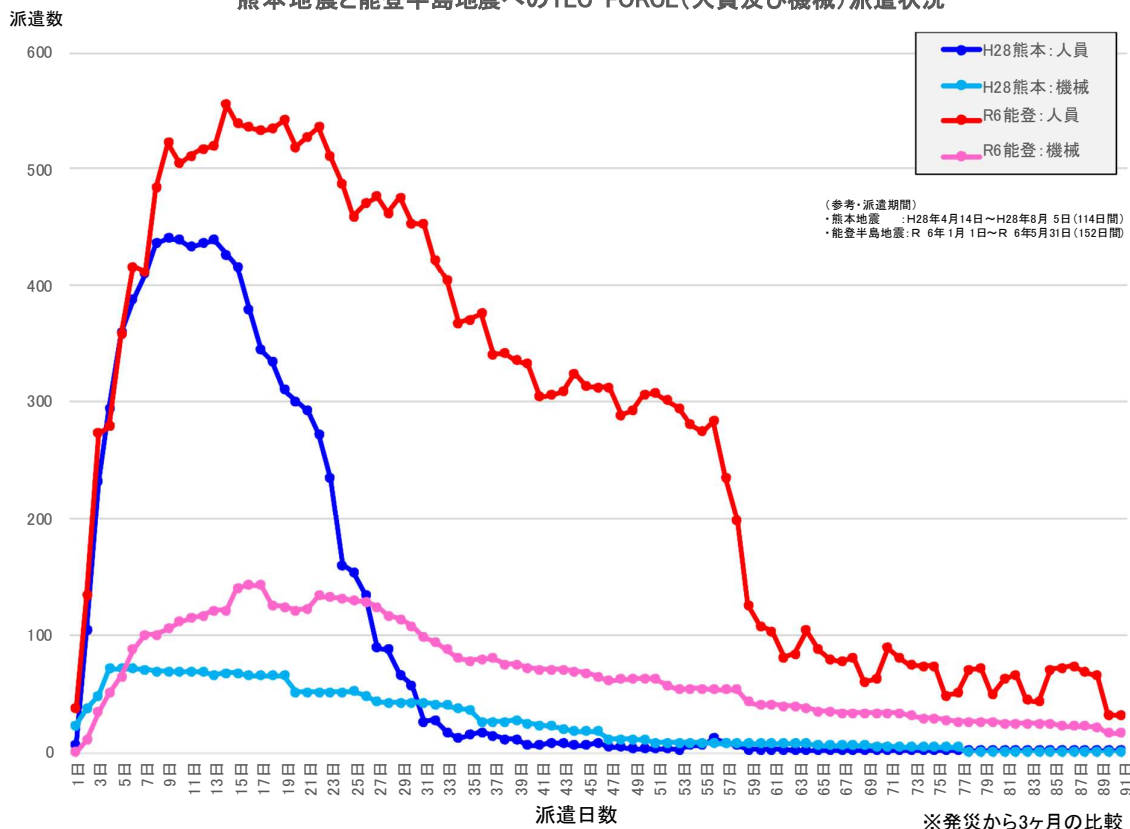
災害対策用車両派遣	1/3～3/29 台数	延べ台数
照明車	25	345
散水車（給水装置付）	8	312
待機支援車	3	154
Car-SAT	1	22
遠隔操作式バックホウ	1	71
合計	38	904



3. TEC-FORCEの派遣実績（能登半島地震：全国）

➤ 令和6年能登半島地震は、のべ派遣人数が歴代2位、日最大派遣人数は歴代3位の派遣規模。

熊本地震と能登半島地震へのTEC-FORCE（人員及び機械）派遣状況



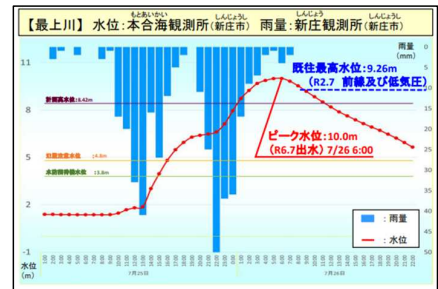
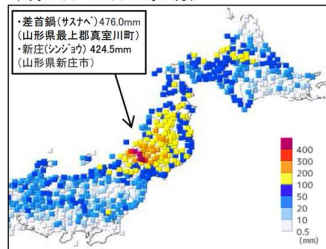
4. 令和6年7月25日からの大雨の対応について(関東地整TEC-FORCE活動状況)

○7月23日頃から北日本に停滞した梅雨前線の影響で、東北地方の日本海側を中心に大雨となり、山形県では線状降水帯が発生し大雨特別警報が2度発表されるなど、24日から26日にかけて3日間の降水量が400ミリを超え、河川の氾濫や土砂崩れなどが発生。

○関東地整では令和6年7月29日から山形県及び秋田県の自治体にTEC-FORCEを派遣※、河川や道路などの被災状況調査や土砂災害調査を実施し、調査結果を各自治体に報告。

※1日あたり最大44名、のべ606人・日の職員を派遣

降水量の期間合計値
(7月24日～28日11時00分)



7/29-8/20

TEC-FORCE派遣	延べ人数
総合指令班	42
被害状況調査班【河川】	176
被害状況調査班【河川砂防】	336
被害状況調査班【道路】	48
現地支援記録班	4
合計	606



■被災状況調査【河川・砂防班】



調査箇所: 山形県戸沢村三ツ沢地先



調査箇所: 山形県舟形町長沢地先



調査箇所: 山形県舟形町長沢地先

■被災状況調査【道路班】



調査箇所: 秋田県由利本荘市黒澤地先



調査箇所: 秋田県由利本荘市西目地先

24

6. 令和6年8月28日台風第10号

○令和6年8月28日～9月3日にかけて、台風第10号接近の影響により関東南部で大雨となった。

○管内において最大59市区町村で土砂災害警戒情報が発表、37市区町村で避難指示が発令された。

○国道246号では新善波トンネル（神奈川県伊勢原市）付近で土砂崩落が発生。災害対策機械が出動し、24時間体制で応急復旧工事を実施。

○関東地方整備局では82自治体とホットラインを構築。

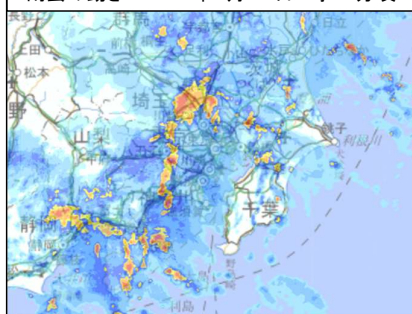
■本局の体制 (R6. 9. 10時点)

(風水害) 8/29 18:00 注意体制発令
8/30 01:10 警戒体制移行
9/10 18:00 解除
(応援) 8/28 10:15 注意体制発令
9/10 18:00 解除

■事務所の体制 (最大時)

(風水害) 非常体制: 2支部
警戒体制: 6支部
注意体制: 19支部
(応援) 注意体制: 3支部

雨雲の動き 2024年8月30日0時00分頃



応急復旧完了



災害対策本部車の配備

国道246号新善波トンネル付近 (神奈川県伊勢原市) で土砂崩落が発生

神奈川県伊勢原市善波
新善波トンネル内部で漏水

遠隔操縦式バックホウにより土砂を撤去

25

7. 秋雨前線による大雨の対応について(関東地整TEC-FORCE活動状況)

- 令和6年9月25日からTEC-FORCEを派遣 のべ 514人・日(1日あたり最大35名)を派遣。
 ○令和6年9月27日から災害対策用車両を派遣 のべ 15台・日(1日あたり最大1台)を派遣。
 ○今回の災害では、TEC-FORCE活動における被災状況調査班(道路、砂防、河川等)のバックアップとし、班員全員がドローン操縦士からなる専門部隊であるドローン班を、関東地方整備局のTEC-FORCEとして初めて被災状況調査班として派遣。

9/25~10/15

TEC-FORCE派遣	延べ人数
総合指令班	51
被災状況調査班(道路)	212
被災状況調査班(河川)	128
被災状況調査班(砂防)	64
被災状況調査班(ドローン)	56
現地支援班	3
合計	514

災害対策用車両派遣	台数	延べ台数
対策本部車	1	15



26

4. 近年の対応事例

8. 埼玉県八潮市で発生した道路陥没への対応

令和7年2月24日現在

○関東地方整備局では1月28日の事故発生後、埼玉県からの要請を受け、**災害対策機械の派遣延べ268台、自治体への連絡員(リエゾン)及び技術支援延べ414人、その他、延べ1,000人以上の職員により、緊急放流関係自治体への連絡体制確保、水質モニタリングや監視、現地交通混雑緩和のための広域迂回誘導などの支援を下記協力会社と連携しつつ実施。**



1/28~県庁リエゾン派遣
1/31~八潮市リエゾン派遣



1/28~ 整備局災害対策室

協力会社一覧
株式会社オリエンタルコンサルタンツ
川上建設株式会社
川村建設株式会社
株式会社ケーネス
スバル興業株式会社
日本ハイウェイ・サービス株式会社
フジタ道路株式会社
ムサシ興発株式会社

※関東地方整備局の協力会社(五十音順)



1/29~ 八潮現地支援



1/29~ 緊急放流支援



1/29~ 県現地対策本部打ち合わせ

27

(1)－7 陥没箇所の水位低下対策

2月20日(木)18時00分時点

○陥没箇所の水位を低下させるために、バキューム車などによる汚水の輸送や排水ポンプ車による汚水の緊急放流などを実施

＜陥没箇所における水位低下のための取組＞

- 排水ポンプ車による切り回し（写真①、②）
 - ・陥没箇所付近上流部の1箇所から周辺のマンホールへ汚水を送水
- バキューム車などによる汚水の輸送（写真③）
 - ・複数箇所のマンホール→中川水循環センター等（約40台/日）
- 排水ポンプ車による汚水の緊急放流（写真④、⑤）
 - ・中川支流の新方川に流入する用水路へ緊急放流を実施中
 - ※汚水の放流の影響を減らすため、塩素消毒や県企業局による希釈水の注水及び元荒川からの取水による注水を実施



河川水質調査結果（HP公表資料より）

月日	時刻	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌 (CFU/100mL)
1月29日(放流前)	22時20分	—	5.1	5	—	680
2月1日	11時15分	7.6	85	25	—	7,600,000
2月18日	8時50分	7.5	10~15*	13	8.2	20
2月19日	8時50分	7.4	10~15*	12	9.0	930,000

*簡易水質測定キットの値(最大値100mg/L)

28

5. 災害対応にかかる最近の話題

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

出典：内閣府HP
(令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討
ワーキンググループ)
「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の
在り方について【概要】(令和6年11月)」

今回の特徴を踏まえた災害対応の方向性

【防災対策強化のための基本的な考え方】

- 大規模災害に総力戦で臨むための国民的防災意識の醸成
- 地域防災計画の見直し等による各種計画の実効性の向上
- 災害対応力の底上げに向けた各種制度やマニュアルの整備・習熟、研修、訓練の実施
- 災害対応の効率化・高度化に向けた防災DXの加速・新技術等の活用推進



【能登半島地震の特徴を踏まえた災害対応の方向性】

- 状況把握の困難性や孤立集落発生等の地理的特徴や社会的特性を踏まえた災害急応対や応援体制の強化
- 高齢化地域における災害関連死防止のための避難生活環境の整備等の被災者支援の強化
- 甚大な被害やリソース不足を踏まえたNPOや民間企業等との連携の強化
- 将来の人口動態等の社会的特性を踏まえた事前防災や事前の復興準備、復旧・復興支援の推進

今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な「実施すべき取組」）

1. 人的・物的被害への対応

○ 住宅・建築物の耐震化の一層の推進や暫定的・緊急的な安全確保策の推進

住宅・建築物の耐震化の促進に向け、地方公共団体と連携し、補助・税制・融資による各種支援や普及啓発等を強力に実施すべき。

- 液状化ハザードマップ作成を促進し、より実態に即したリスク情報を示すことによるリスクコミュニケーションの充実
- 既存の地震・津波観測施設の更新を含む全国の津波観測体制の強化
- 火災予防のための感震アラームの普及推進や密集市街地の整備改善
- 上下水道、通信、道路、港湾等のインフラ・ライフラインの強靱化・耐震化・早期復旧の推進

上下水道施設の被害状況の調査や復旧の支援活動を実施するに当たっては、プッシュ型での支援を実施すべく、国が全体調整を行うとともに、上下水道一体の支援体制を構築・充実すべき。

○ 道路啓開とライフライン復旧作業の連携による復旧加速化に向けた平時からの関係者との連携確保

2. 国・地方公共団体等における災害急応対

- 災害対応のポイントや留意事項等を整理した災害対応の手引きの作成及び実効性のある訓練・研修の充実

○ 孤立が想定される地区での関係機関が連携した訓練や受援計画に基づく訓練

災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区については、孤立時の状況把握などについて、関係機関が連携して訓練を実施するよう努めるべき。受援計画について、職員への計画内容の周知や、受援計画に基づく訓練の実施等により、受援計画の実効性の確保に取り組むべき。

○ 政府の司令塔機能の強化、国による応援組織の充実・強化

(TEC-FORCE、MAFF-SAT、D-EST、通信体制、デジタル体制等)

事前防災の徹底に向け、内閣府防災担当の機能を予算・人員の両面で強化するとともに、防災庁を設けようとする旨の政府方針に沿って、所要の取組を着実に進めるべき。



避難所での被災状況調査

被災自治体への支援に大きな役割を果たした国による応援組織について、大規模災害に備えて、組織の充実・強化を進める必要があり、国による応援組織の機能の在り方について、職員の確保、外部人材の活用、民間団体との連携、処遇改善を含め、検討すべき。

- 被災地及び支援派遣等特組み（D-EST）等による子どもたちの学びの継続や学校の早期再開のための支援
- 急応対職員派遣制度について、総括支援県・政令市の負担が大きかったこと等を踏まえ制度を改善
- 過酷な環境下での派遣職員の安全・継続的な支援のための寝袋、食料等の資機材や装備品の充実
- 災害時に国が迅速に「道の駅」を活用して災害支援を行うための仕組みの検討

3. 被災者支援

○ 避難生活を支援する地域のボランティア人材を育成するための仕組みや研修の充実

地域で避難所の運営・生活環境向上に取り組む「避難生活支援リーダー/サポーター研修」等の拡充を図るとともに、地域のボランティア人材を把握し、被災地とのマッチングに活用するデータベースを整備すべき。

避難所運営に関わる担い手と連携して地域の避難生活全般に関与する「避難生活支援コーディネーター」及び保健・医療・福祉等の専門的な知見を活かした支援・助言を行う「避難生活支援専門アドバイザー」の育成を図るべき。

○ 「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」へ考え方を転換し、在宅避難者・車中泊避難者等も含めて支援

○ 避難所開設時からパーティションや段ボールベッド等を設置するなど、避難所開設時に対応すべき事項を整理し、スフィア基準も十分に踏まえ指針やガイドラインに反映

- 学校の体育館への空調設備の設置や、トイレの洋式化、施設のバリアフリー化の推進

○ 避難所等において速やかな炊き出しを可能とするための調理設備等の整備・備蓄の促進、提供体制の構築

避難所における温かい食事の提供のため、避難所や公民館・集会所等において速やかに炊き出しが可能となるよう、大型のガス設備や燃料をはじめ、調理に必要な設備一式やキッチンカー等の整備・備蓄や提供体制の構築を促すべき。



○ 携帯・簡易トイレ等の備蓄、マンホールトイレの整備、仮設トイレ等の確保

自治体による、携帯トイレ等の備蓄、マンホールトイレ整備、仮設トイレ確保の協定締結等を促進すべく、公共工事で「快適トイレ」を標準化していくとともに、災害時に調達に容易にできる環境整備を図るべき。高速道路会社のトイレカーを引き続き活用するとともに、地方公共団体等におけるトイレトレーラー・トイレカーの導入等を検討すべき。

○ 入浴支援を行うNPO等との協定締結等による入浴機会確保や防災井戸等による生活用水の確保のための平時からの準備

災害時に使用できるシャワー設備・入浴設備の確保、入浴支援を行うNPOや民間風呂施設等の関係事業者との協定の締結、避難所と入浴施設の送迎のためのマイクロバス等の確保など、入浴機会が確保されるよう平時からの準備を促すべき。



○ 被災地のニーズに応じてキッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカー等を迅速に提供するための登録制度の検討

移動型車庫・コンテナ等が迅速な支援の実施に効果的だったことを踏まえ、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレトレーラー、トイレカー、ランドリーカー、トレーラーハウス等について、平時からあらかじめ登録し、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みを検討すべき。



5. 災害対応にかかる最近の話題



関東地方整備局

災害対策基本法等※の一部を改正する法律案の概要

内閣府(防災)資料(災害対策基本法※)の一部を改正する法律案の概要(作成)

趣 旨

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

(5月28日成立)

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

①国による災害対応の強化

1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。

2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ※内閣府設置法

1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化



国による応援組織の例(国土交通省TEC-FORCE)

第四十九条の二 2 (円滑な相互応援の実施のために必要な措置)

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前項の措置を講ずるほか、高度かつ専門的な技術、知識又は経験を有する人材の確保及び育成、資機材の整備、災害の状況に応じて機動的に応援を行う体制の整備、多様な主体との連携の強化その他の取組を推進することにより、他の災害急応対策責任者(第五十一条第一項に規定する災害急応対策責任者をいう。)を迅速かつ的確に応援するよう努めなければならない。

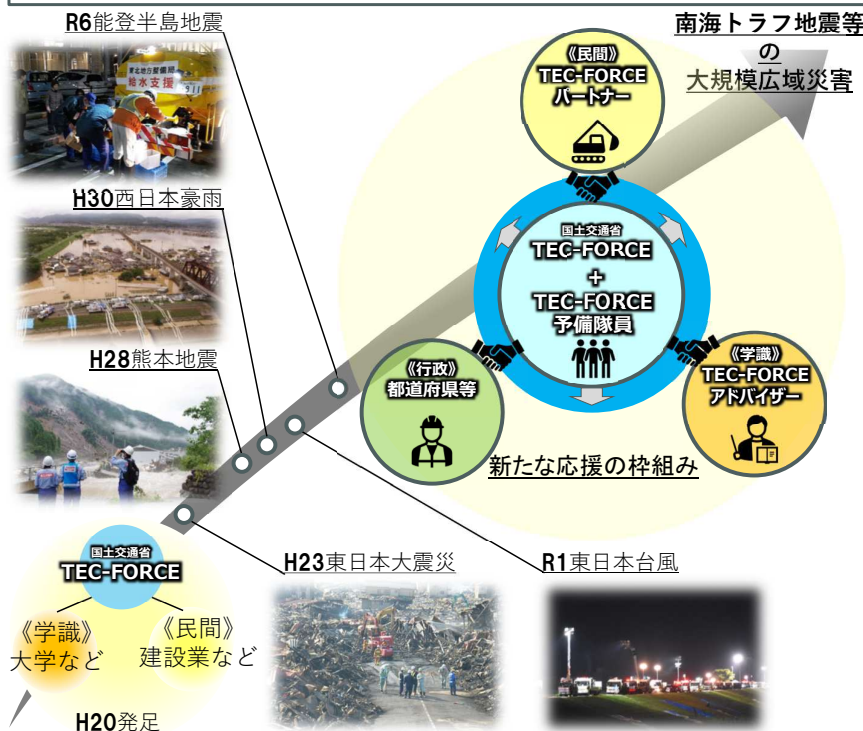
②被災者支援の充実

- 1) 被災者に対する福祉的支援等の充実 ★災害救助法、災害対策基本法
- 2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法
- 3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設 ★災害対策基本法、災害救助法
- 4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

③インフラ復旧・復興の迅速化

- 1) 水道復旧の迅速化 ★水道法
- 2) 宅地の耐震化(液状化対策)の推進 ★災害対策基本法
- 3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例 ★大規模災害復興法

- OTEC-FORCEは平成20年の発足以来、東日本大震災や西日本豪雨など様々な災害における現場対応を積み重ね、蓄積した知見を次なる災害対応に活かすことで着実に備えを充実してきた。
- 能登半島地震等の経験も踏まえ、気候変動により激甚化・頻発化する水災害や切迫する南海トラフ地震等の大規模広域災害に対応するためには、現在の災害対応力を格段に引き上げることが必要になる。
- 国土交通省の持つ現場力・総合力を活かした被災自治体への応援の強化に向け、TEC-FORCEの増強と行政機関・民間企業・学識者などの専門性を持った多様な主体との更なる連携強化による新たな応援体制を構築していく。



《TEC-FORCE予備隊員》

専門的な知識を有する民間企業等の人材をTEC-FORCE隊員として非常勤雇用する制度の創設により、人員体制を強化。

《TEC-FORCEパートナー》

民間企業等との災害協定の拡充により、広域的な被災自治体応援においてもTEC-FORCEと一体的に活動できる体制を確保。

《TEC-FORCEアドバイザー》

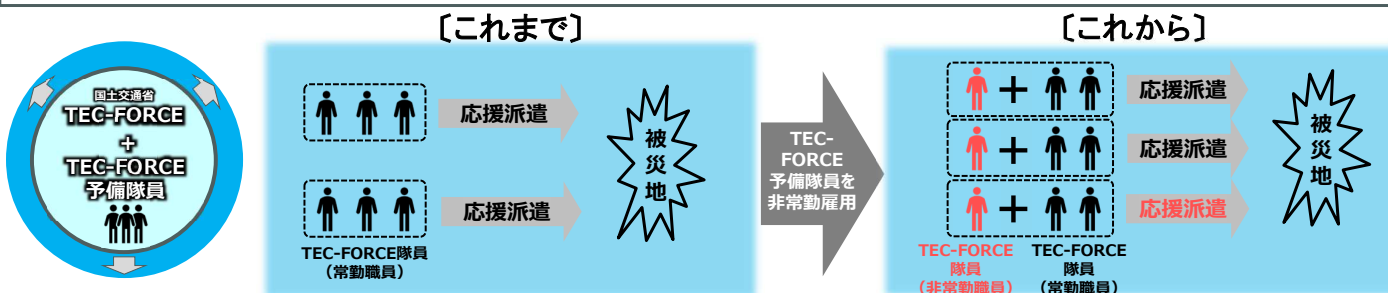
学識者の方々から災害対応の技術的助言を得る枠組みの創設により、技術的判断が難しい事案に対応する体制を確保。

《都道府県等との連携》

平時から、都道府県等の危機管理部署や土木部局等との合同研修等による連携を強化することにより、被災地における一体的な活動を促進。

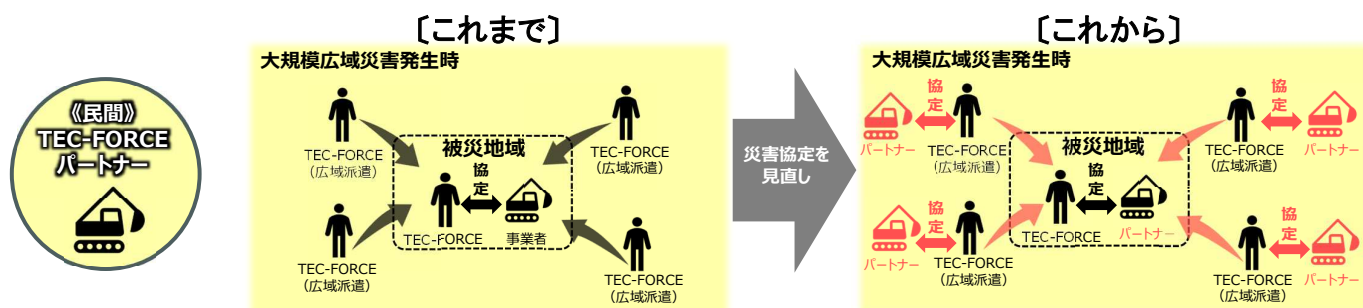
《TEC-FORCE予備隊員》

- 大規模災害時における被災地の応援ニーズに応えるため、TEC-FORCEのさらなる応援体制の強化が必要。
- このため、新たに創設する「TEC-FORCE予備隊員」制度により、専門的な知識を有する民間企業等の人材を募集・採用し、災害時に国家公務員（非常勤職員）として被災地に派遣することにより、TEC-FORCEとしての応援体制の強化を図る。



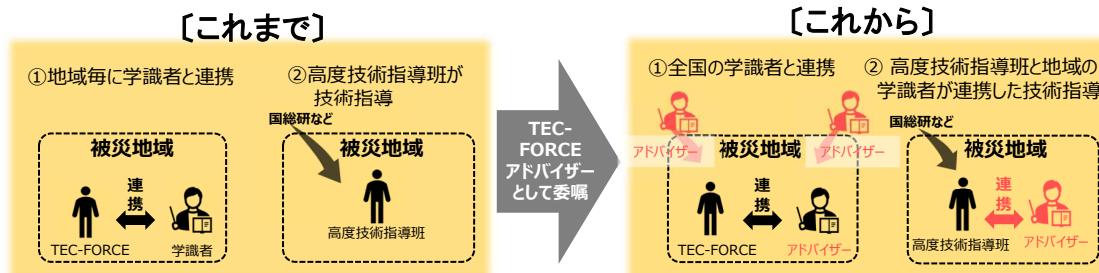
《TEC-FORCEパートナー》

- 現行の災害協定は必ずしも管外派遣・自治体応援を想定していないため、大規模広域災害における円滑な自治体応援に向け、災害協定を見直し、応援の範囲を支分部局管外・被災自治体応援まで拡大。
- 国土交通省の要請により活動する企業・団体等をTEC-FORCEパートナーと位置付け、広域的な被災自治体応援においてもTEC-FORCEと一体的な活動を展開。



《TEC-FORCEアドバイザー》

- 大規模広域災害の発生時には被災箇所が膨大となるなか、後発災害に備えるための災害応急対策や早期復旧に向けた技術的助言のニーズが高まることが想定され、これらのニーズに迅速に応えるためには、多くの学識者の協力が不可欠。
- このため、被災地で学識者から速やかに技術的助言をいただく新たな枠組み「TEC-FORCEアドバイザー制度」を創設し、事前に委嘱することで技術的判断が難しい事案に即応する体制を確保。
- また、地域の学識経験者との連携の強化により、大規模広域災害時のみならず災害時のTEC-FORCE高度技術指導班による活動がより円滑かつ効果的になることも期待される。



《都道府県等との連携》

- 都道府県等の危機管理部局や土木部局等との連携を強化し、大規模災害時にTEC-FORCEと都道府県等が公共土木インフラなどに係る災害対応(被災状況調査等)において協働できるよう、以下の取組の促進により応援体制を強化。
- [要請者]市区町村等は、国土交通省に加え、協定等の枠組みにより都道府県等に派遣要請を行うことを想定した受援計画策定等を検討。
- [応援者]TEC-FORCEと都道府県等の土木部局が、被災地において連携して自治体応援が行えるよう平時から研修・訓練等を実施。



6. 関係機関・団体との連携

1. 災害時の協定

- 災害発生時に、迅速かつ円滑な応急対策及び復旧対策を相互に支援することを目的に、関係機関・団体と災害協定を締結。（令和7年7月現在：117の協定を締結）

協定区分	協定締結数	主な締結団体
災害応急対策	65	日本建設業連合会、都県建設業協会、建設コンサルタンツ協会、全国測量設計業協会連合会、土木学会、地盤工学会、日本地すべり学会、建設機械等リース事業者、燃料運搬事業者、建設資材等関係協会、ヘリコプター運航事業者、ロードサービス事業者、土木研究所、水資源機構、UR都市機構、1都8県5政令市、重仮設業協会 など
業務支援	5	関東地域づくり協会、日本潜水協会、レスキューサポート・バイク
放送要請	2	FMラジオ放送事業者
情報提供	26	気象庁、海上保安庁、陸上自衛隊、関東管区警察局、関東運輸局、茨城県、群馬県、埼玉県、東京都、NHK、在京TV局6社、ケーブルTV1社、石油連盟、携帯電話事業者4社
施設等の利用	5	陸上自衛隊、さいたま市、日本大学、イオン
その他	14	旅行事業者、ホテル事業者、移動式ホテル事業者、タクシー事業者、レンタカー事業者、旅客船事業者 など
計	117	



携帯電話事業者（4社）との協定



バルーンシェルターの展開によるスペースの提供



全国道路標識・標示業協会 関東支部との協定（R7.3） 36

6. 関係機関・団体との連携

2. 建設会社の事業継続力認定（企業BCP）

○平成21年度より「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」を創設し、建設会社の事業継続力認定を開始

1. 制度の目的

本制度は、建設会社が備えている事業継続力を関東地方整備局が評価し、適合した建設会社に対する認定証の発行および建設会社を公表することにより、建設会社における事業継続計画の策定を促進し、もって関東地方整備局の災害対応業務の円滑な実施と地域防災力の向上を図ることを目的とする

2. 評価と認定期間

・年間2回申請受付・評価し、認定証を交付（交付日※：4月1日、10月1日）

<認定証の有効期間> 新規申請：2年間 継続申請：3年間

3. 認定によるインセンティブ

・平成22年度より、関東地方整備局の総合評価において「地域への貢献（災害時の事業継続力認定）」の評価項目を設け、加点対象としている。

・茨城県、栃木県、群馬県、千葉県は総合評価においても加点対象とされている

4. 認定状況（令和7年4月1日現在）

都県別	認定数 (単位:社)	都県別	認定数 (単位:社)
茨城県	298	東京都	170
栃木県	337	神奈川県	32
群馬県	49	山梨県	31
埼玉県	38	長野県	27
千葉県	99		
合計(単位:社)		1,081	

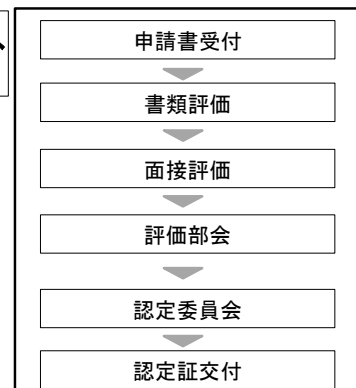
5. 他機関との連携

・令和4年4月1日より、類似制度である「国土強靱化貢献団体認証（レジリエンス認証）」（内閣官房国土強靱化推進室所管）との連携を開始

6. 認定制度改定

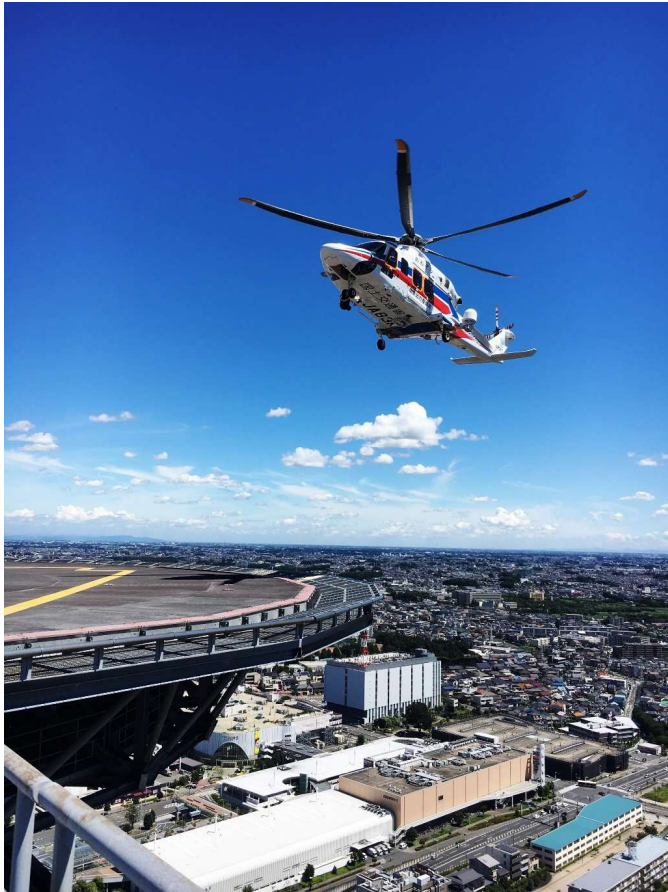
・令和7年6月、認定制度変更を実施（入力フォーム導入に伴う申請書類の変更）

申請～認定迄のフロー



認定証





以上で講演は終わります。

ご清聴戴き

ありがとうございました。